

下 総 第 6 7 5 号
令和4年(2022年)6月15日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和4年1月4日付け監査報告第1号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔ボートレース企業局ボートレース事業課
豊浦総合支所建設農林水産課〕

ボートレース企業局ボートレース事業課について

〔指摘事項〕

- (1) 時間外勤務命令について、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員に休憩時間を与えていない事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

(改善措置状況)

ボートレース企業局職員就業規程において、6時間を超える勤務に対し少なくとも1時間の休憩時間を与えるよう一部改正（令和4年4月1日施行）を行うとともに、時間外勤務等命令簿により勤務時間及び休憩時間を適正に管理できるよう、様式を令和4年1月分から改めた。

〔指摘事項〕

- (2) 公用車賃貸借（軽トラック）及びB T Sながと印刷機賃貸借に係る条件付き一般競争入札の公告において、下関市ボートレース企業局契約規程第4条第3項第7号に規定する「入札の無効に関する事項」が記載されていなかった。同規程に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

事前に入札公告チェックシートで公告内容を確認するよう、令和4年3月4日公告分から事務処理を改めた。

豊浦総合支所建設農林水産課について

〔指摘事項〕

- (1) 収入事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。所要の措置を講じられるとともに、適正に事務処理されたい。

ア 広域農道豊関2期地区に係る行政財産目的外使用許可に当たり、その使用料は下関市道路占用料徴収条例の例により算定するとされているが、その算定において、同条例別表の備考6に、「占用物件の面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートルの端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する」と規定されているところ、端数切上げをせずに計算がされている事例が見受けられた。

イ 市有財産貸付料（舟郡ダム残土処理場）の算定に当たり、駐車場使用部分の貸付料は、下関市公有財産取扱規則第29条第1項第1号ただし書で

は、当該財産の価格に100分の4.4の割合を乗じて得た額を標準として算定するとされているところ、誤って100分の4.32の割合を乗じて得た額により算定していた。

(改善措置状況)

ア 今回の指摘を受け、端数の切上げをせずに計算したことによる使用料の件については、令和4年2月22日付けで使用料の訂正の通知を行い、端数の切上げを行って計算した使用料との差額を追加徴収した。今後は適正な事務処理に努める。

イ 今回の指摘を受け、誤って当該財産の価格に100分の4.32の割合を乗じて得た額により算定していた件については、令和3年4月1日付けで締結している市有財産貸付契約の貸付料を令和3年12月21日に100分の4.4の割合を乗じて得た額に変更し、差額を追加徴収した。今後は適正な事務処理に努める。

(2) 契約事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 「市道整備業務（豊浦町地区）」及び「交通安全施設整備補修等業務（豊浦町地区）」において、見積合せ執行通知書では業務仕様書が示されているものの、締結した契約書には仕様書が編てつされておらず、契約上の業務内容が不明瞭であった。

イ 令和3年度白滝地区浄化センター維持管理業務契約書第4条ただし書において、業務の第三者への再委託は、あらかじめ市長の書面による承認を受けるとされているところ、水質検査の一部の再委託について承認の意思決定はなされているものの、書面による通知がされていなかった。

(改善措置状況)

ア 今回の指摘を受け、契約書に仕様書が編てつされておらず、契約上の業務内容が不明瞭であった件については、令和3年11月25日付けで、仕様書を通知するとともに、業務内容の説明を受注者に行った。今後は、適正な事務処理に努める。

イ 今回の指摘を受け、再委託の書面による通知の件については、令和3年11月25日付けで、再委託の許可通知を行った。今後は、適正な事務処理に努める。

[意見]

(1) 指摘事項(1)に関連するが、広域農道豊関2期地区における電力ケーブル接続箱用防護壁の設置に係る行政財産目的外使用許可について、当該防護壁(15㎡)は2社で共用するとして、面積を2分の1(7.5㎡)

に按分して2社が各々申請を行い、所管課も本件が面積按分して申請されていることを把握した上で当該2分の1の面積により使用を許可し、使用料を算定・徴収している。共用している物件により行政財産を使用する場合の申請方法、許可の方法及び使用料の算定・徴収方法について関係条例等に規定はないが、先に述べた運用は実際の占有面積を超えて使用料を徴収することにもなりかねない。適正な使用面積による申請及び使用許可と、関係条例等に則し、合理性のある使用料の算定・徴収となる事務手続を、関係課とも適宜協議の上、検討されたい。

(改善措置状況)

広域農道豊関2期地区における電力ケーブル接続箱用防護壁の設置に係る行政財産目的外使用許可については、適正な使用面積による申請及び使用許可と、関係条例等に則し、合理性のある使用料の算定・徴収を行う取扱いについて、令和4年2月21日に決裁を済ませた。今後は適正な事務処理に努める。

以上